

平成30年8月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成30年8月10日(金)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者17名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番(代理) 鈴木 一弘 推進委員 4番 前田 登
5番 福嶋 隆 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝
13番 上森 力 14番 上中 悠司 15番 岡上 達
17番 長嶺 博司 18番 松本 忠巳 19番 峯園 五郎

欠席者 3番 棒引 昭治 6番 更井 寛司 16番 川井 洋之

事務局 局長 那須久男 農地係長 岡内伸午 企画員 片井恵子 企画員 里上佳史

会議録署名委員 10番 青木 登 11番 日下 崇

議長

農振課 土屋

皆さん、こんにちは。大変暑い日が続いていますが、幸いにして、当地域では、10日間ごと程度に、雨が降っており、農作物には恵みの雨となっています。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定と所有権移転の申し出がごございますので事務局の説明をお願い申し上げます。それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の998㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成30年7月13日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の877㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成30年7月13日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の779㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成30年7月13日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,305㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成30年7月13日です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の629㎡、他1筆、合計925㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成30年7月23日です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、998㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間米60kg・持参払い、期間は平成30年9月1日から平成31年3月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、579㎡、他6筆、合計3,866㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みかん、期間は平成30年9月1日から平成37年8月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、779㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年9月1日から平成31年3月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、877㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円・口座払い、期間は平

成30年9月1日から平成32年2月28日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 305㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年9月1日から平成32年3月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、801㎡、他1筆、合計1, 387㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年9月1日から平成35年8月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、679㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年9月1日から平成45年8月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 817㎡、他2筆、合計2, 069㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、100㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、543㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、529㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年9月1日から平成35年8月31日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、463㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年9月1日から平成35年8月31日の更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、380㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年9月1日から平成35年8月31日の更新です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 788㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年9月1日から平成35年8月31日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、862㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、996㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柿、期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、876㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、2, 074㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、762㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の花弁、期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の新規です。合計19件、28筆、21, 333㎡、貸し手19名、借り手8名です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させてい

ただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2、822㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は100万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成30年8月17日、所有権移転の時期は平成30年8月17日です。合計1件、1筆、2、822㎡、売り手1名、買い手1名です。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長
委員 全員
議 長
〇〇番 委員
議 長
委員 全員
議 長
〇〇番 委員
議 長
委員 全員
議 長

それでは、合意解約について、ご質問、ご意見ございませんか。
異議なし。
はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番
〇〇番〇〇です。1番から5番まで異議ございません。
はい、6番。
〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい、7番。
〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
はい、8番。
〇〇番〇〇です。8番から10番まで異議ございません。
はい、11番。
〇〇番〇〇です。11番から13番まで異議ございません。
はい、14番。
〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい、15番。
〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい、16番。
〇〇番〇〇です。16番から19番まで異議ございません。
以上19件、異議なしとのこととさせていただきます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
異議なし。
はい、そのようにさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番
〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい。以上1件、異議なしとのこととさせていただきます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
異議なし。
はい、そのようにさせていただきます。続きまして。定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、3番棒引昭治委員さん、6番更井寛司委員さん、16番川井洋之委員さんより欠席の届けが出てございます。3番棒引昭治委員さんの代理として農地利用最適化推進委員の鈴木一弘委員さんに出席いただいております。
本日の会議録署名委員に、10番青木登委員さん、11番日下崇委員さんよろしくお願ひをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、報告第

1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は427㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,000㎡、他1筆、合計2,610㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,687㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,84㎡、他1筆、合計71,84㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,412㎡の内4,339㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,519㎡、他10筆、合計9,670㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借11年間設定、経営移譲です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は232㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上7件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長

ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番3番、異議ございません。

議 長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、5番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、7番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、議案第1号農地法第3条申請7件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号

里上 企画員

農地法第4条申請についてですが、関連がございますので、5条申請につきましても併せて、事務局の説明をお願い申します。

4ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は395㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は貸し資材置場395㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。続きまして、この申請と関連がございますので、議案第3号農地法第5条申請について説明いたします。5ページをお願いします。3番の申請を説明いたします。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は31㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は貸し資材置場31㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。この譲受人の〇〇〇〇さんが、先ほどの4条申請と併せて一つの貸し資材置場に転用する計画でございます。また、先ほどの3条申請の4番の申請と同時に行うことで〇〇〇〇さんの畑と〇〇〇〇さんの貸し資材置場の土地境界線が直線となり、貸し資材置場の土地の形状が綺麗な長方形となる計画です。それでは、改めて5条申請の1番から説明いたします。

1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は391㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟122.97㎡、庭園268.03㎡、合計391㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接した農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は2,907㎡の内1,437㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅2棟406.76㎡、駐車場他1,030.24㎡、合計1,437㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接した農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は163㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は倉庫1棟27.24㎡、駐車場135.76㎡、合計163㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地

で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は726㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場726㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。始末書が添付されています。申請地は10数年駐車場として利用しており、農地法の許可を受けているものと思っていました。このことにつきましては、譲受人・譲渡人双方の先代時代のことであり知りませんでした。今後、このようなことの無いように厳重に注意いたしますので、今回は何卒寛大なるご配慮をお願いいたしますとの内容です。この土地は周辺に事業所が連たんして立地している区域に近接した農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は384㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟59.62㎡、駐車場他324.38㎡、合計384㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成30年7月20日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地はおおむね500メートル以内に2つの教育施設が存する農地で、第3種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が宅地、現況が畑、面積は178.51㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設178.51㎡、27.5kW、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は294㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設294㎡、19.8kW、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成28年10月28日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は481㎡、他1筆、合計1,009㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,009㎡、44kW、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございますが水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上9件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。先ほどの議案第2号農地法第4条申請1件と併せてご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。8月8日に〇〇〇〇委員、那須事務局長、岡内係長、里上企画員の5名で現地調査を実施しました。猛暑の晴れの日でした。水分

補給をしつつ、4条申請1件、5条申請9件の合計10件の調査を行ってきました。旧龍神村が1件、旧本宮町が1件、旧田辺市が8件でした。それでは、4条申請から説明します。4条申請の1番です。この申請は事務局からの説明にもありましたように5条申請の3番と同時に工事を施工し貸し資材置場に転用する申請です。申請場所は〇〇〇〇から北西へ約800m、現況は畑です。隣接状況は東側が田・畑、西側が市道、南側が宅地、北側が宅地です。転用理由は、申請人は、高齢のため、農地の維持管理が困難になっていたところ、このたび、申請人の知人に貸し資材置場として賃貸借するものです。転用内容は鋼材・足場資材・残土・重機等の貸し資材置場とします。高さ0.4～0.85mの盛土を行います。雨水は自然浸透及び西側新設側溝と東側市道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。

議 長
〇〇番 委員
議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番〇〇番〇〇です。異議ございません。

はい、1番について異議なしとのことですので。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。それでは引き続き、農地法第5条申請について、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。続いて5条申請について説明します。1番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約450m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が畑、北側が市道です。転用理由は、申請地は経営縮小のため、現在、休耕畑となっています。申請地隣接の農地を管理してもらいたいことから、息子の住宅建設地として譲渡するものです。転用内容は住宅1戸・駐車場3台です。高さ0.7mの盛土を行います。汚水は、合併処理後、雨水とともに東側既設側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約500m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が畑、南側が市道、北側が田です。転用理由は、申請地は経営縮小のため、現在、休耕畑となっています。土地の有効利用を図るため、譲受人からの要望もあり譲渡するものです。転用内容は共同住宅2戸・駐車場18台です。高さ0.9mの盛土を行います。汚水は合併処理後、雨水とともに西側市道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。続きまして、先に説明しました4条申請と関連のある3番です。申請場所は4条申請地の隣地で、現況は畑です。隣接状況は4条申請と同様です。転用理由は、譲渡人は高齢のため、農地の維持管理が困難になっていたところ、このたび、譲受人が申請地を取得し、譲受人の知人に貸し資材置場として賃貸借するものです。転用内容及び排水計画は4条申請と同様です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇から南東へ約600m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が畑、西側が宅地、南側が河川敷、北側が宅地です。転用理由は、譲渡人は相続により当該地を継承した

が、農業の経験がなく、長年耕作放棄地となっていた。譲受人は道路幅幅により、倉庫が買収されたことから、このたび、当該土地を譲り受け、倉庫と駐車場を設置するものです。転用内容は倉庫及び駐車場です。切土及び盛土はありません。雨水は南側既設側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。私からの説明を終わります。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。私からは5条申請の5番から9番までの5件を説明させていただきます。5番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約700m、現況は雑種地です。隣接状況は東側が山林、西側が宅地、南側が山林、北側が道路です。転用理由は、譲渡人は相続により当該地を継承したが、既に雑種地となっていた。その後、譲受人の自動車の仮置場として借地していたが、このたび、土地を譲り受け、自動車置場として利用したいと要望があり、譲渡するものです。転用内容は駐車場10台です。切土及び盛土はありません。雨水は自然浸透及び北側側溝へ放流です。隣接同意、水利同意は不要です。始末書も添付されており、許可相当と思います。6番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約150m、現況は畑です。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が市道、北側が畑です。転用理由は、借人である娘夫婦が自宅の建築を思案していたところ、貸人の母親が今後も近くに住んでほしいこと、また、高齢で経営の縮小を考えており、申請地は他の所有地より収穫が低いことから、当該地を貸借し建築するものです。転用内容は住宅1戸・駐車場2台です。高さ15cmの切土及び高さ20cmの盛土を行います。汚水は合併処理後、雨水とともに南側市道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。7番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約450m、現況は畑です。隣接状況は東側が市道・畑、西側が道路・畑、南側が市道、北側が畑です。転用理由は、譲渡人は高齢で農業経営が困難となっており、このたび、知人である賃借人に太陽光発電施設として賃借するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル130枚設置 27.5kw発電設備を設置します。切土及び盛土はありません。雨水は自然浸透です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。8番、申請場所は〇〇〇〇から南東へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が市道、西側が田、南側が雑種地、北側が田です。転用理由は、譲渡人は農業経営が困難となっており、後継者もおらず、このたび、太陽光発電施設として利用したいと要望があり、譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル110枚設置 19.8kw発電設備を設置します。切土及び盛土はありません。雨水は自然浸透です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。9番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約100m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が畑・宅地、西側が宅地・畑、南側が市道・畑、北側が畑です。転用理由は、譲渡人は相続により、当該地を継承したが、遠方に住んでおり、農地の管理ができず、獣害もあり農地として利用することが困難となっていたところ、このたび、太陽光発電施設として利用したいと要望があり、譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル180枚設置 44.0kw発電設備を設置します。切土及び盛土はありません。雨水は自然浸透及び南側既設側溝へ放流です。

隣接同意あり、水利同意は不要で、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番
 ○○番 委員 ○○番○○です。1番から3番まで異議ございません。

議 長 はい、4番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。4番5番異議ございません。

議 長 はい、6番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。異議ございません。

議 長 はい、7番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。異議ございません。

議 長 はい、8番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。異議ございません。

議 長 はい、9番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。異議ございません。

議 長 はい、以上、9件異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

里上 企画員 8ページをお願いします。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,917㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は1,000kg、希望価格は130万円、所有者は○○○、○○○○、です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 それでは、地元委員の状況説明をお願いします。はい1番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。この農地について、所有者さんは相続により取得されましたが、お住まいが、この農地から遠くにあり、管理もできないことから、農地として利用していただける方に譲りたいとのことであり、あっせんの申出がありました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第4号農地等売渡あっせん申出の1件について、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、無いようですので、あっせん委員を私から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、地元の○○○○委員さん、○○○○委員さん、○○○○委員さんをお願いします。以上、委員の皆さん、よろしくをお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

里上 企画員 9ページをお願いします。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が山林、現況が畑、面積は2,822㎡、売渡人は○○○、○○○○、買受人は○○○、○○○○、成立日は平成30年7月10日、価格は100万円です。あっせん委員は○○○○委員、○○○○委員、○○○○委員です。2番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共

に畑、面積は427㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成30年7月10日、価格は30万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、あっせんの顛末の報告をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、7月10日に〇〇〇〇において、売渡人さん、買受人さんと私たち委員3名の計5名が集い、あっせんが成立しました。2番について、7月10日に〇〇〇〇において、売渡人さん、買受人さんと私たち委員3名の計5名が集い、あっせんが成立しました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。あっせん委員さん大変ご苦労さまでした。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 (なしの声あり。)

片井 企画員 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、続きまして、報告第2号農地使用賃借契約の合意解約通知について、事務局からの説明をお願いします。

10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,312㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用賃借の合意解約をした日は平成30年4月30日です。理由は和歌山県農業公社と10年間使用賃借することになったため。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は723㎡、他1筆、合計1,256㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用賃借の合意解約をした日は平成30年5月31日です。理由は和歌山県農業公社と10年間使用賃借することになったため。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は2,074㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用賃借の合意解約をした日は平成30年7月25日です。理由は和歌山県農業公社と10年間使用賃借することになったため。以上3件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見ご質問ございませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。7月の県の農業会議に提出いたしました5条申請6件につきましては無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして、追加議案がございますが上程させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、議案第1号農地利用最適化推進委員の辞任同意について、事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 議案第1号農地利用最適化推進委員の辞任同意についてご説明申し上げます。

す。農業委員会等に関する法律第23条の規定によりまして推進委員は正当な事由がある時は、農業委員会の同意を得て辞任することが出来るとなっております。委員会の同意が必要となりますので、辞任同意についてのご審議をお願いします。説明につきましては、辞任同意願の朗読をもって説明にかえさせていただきます。辞任同意願、今般、私儀、一身上の都合により田辺市農地利用最適化推進委員を辞任いたしたく、農業委員会等に関する法律第23条に基づき、委員会の同意を願い出ます。平成30年7月31日 田辺市農業委員会会長 瀧本和明殿、田辺市農地利用最適化推進委員 ○○○○、以上ご審議のほどお願いします。

議 長 それでは、ご審議をお願いするわけでございますけども、今回の審議につきましては賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。皆さんご異議ございませんか。賛成の方は挙手を持ってお願い申し上げます。

(出席者17名全員挙手確認)

議 長 はい、全員賛成とのことですので。それでは、辞任同意について、同意を得ましたので、そのように取り計らいをさせていただきます。予定しておりました案件はすべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告がございますのでお願いします。

里上 企画員 平成30年度 農地パトロールの日程について説明あり。

片井 企画員 農業委員会組織による「平成30年7月豪雨災害義援金」募集について説明あり。

平成30年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会について説明あり。

農業者年金加入推進活動について説明あり。

議 長 ありがとうございます。この農業者年金は、後継者だけでなく配偶者さんや女性の方も加入資格がございます。この制度を知っていただくことが最大の目的ですので、推進活動に取り組みたいと思います。他にございませんか。無ければ、本日はこれで閉会いたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。

午後3時40分終了